

## 徳島大学大学院口腔科学研究科ティーチング・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチング・アシスタント実施要項（平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知）に基づき、徳島大学大学院口腔科学研究科（以下「本研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、優秀な大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、担当教員の指示を受けて、学部学生及び大学院生に対し、教育補助業務を行う。

(募集時期)

第5 T・Aの募集は、原則として年度の4月に行う。

ただし、T・Aに欠員が生じた場合等、予算の範囲内で再募集することがある。

(応募方法)

第6 T・Aを希望する者は、「ティーチング・アシスタント応募申出書」（様式1）を、指導教授の承認を得て蔵本事務部歯学部事務課学務係（以下「学務係」という。）に提出するものとする。

(採用等)

第7 T・Aの採用等は、次によるものとする。

(1) 対象は、本研究科の優秀な学生とする。

(2) 選考は、原則として公募によるものとし、第8項に定める基準により行うものとする。

(3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。

(4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(選考基準)

第8 T・Aは、原則として本研究科に在籍する学生で、かつ次の各号に該当する者とする。

(1) 将来、大学その他の機関で、教育・研究指導の職を希望している者

(2) 成績優秀、人格円満であり、指導者としての適性を有している者

(3) 研究発表等の実績のある者

(選考方法)

第9 研究科長は、T・Aに応募してきた者が適任であるかについての選考を大学院教務委員会に付託するものとする。

大学院教務委員会は、選考基準に基づきT・Aの選考を行い、選考結果を研究科長に報告するものとする。

(勤務時間報告書)

第10 TAは、勤務状況等の報告のため、「ティーチング・アシスタント勤務時間報告書」様式3)に必要事項を記入し、担当教員の確認後、月末毎に速やかに学務係に提出する。

(報告)

第11 授業担当教員は、T・Aの雇用期間終了後、T・Aの従事した学習指導の項目、評価等について、「ティーチング・アシスタント実績報告書」（様式5）を本研究科長に提出するものとする。

(その他)

第12 この要項について疑義が生じたときは、大学院教務委員会で審議し、本研究科教授会に諮るものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。